

瓦版〇〇〇新聞

第12号

2017年2月8日

発行者

大森氏おしゃべり倶楽部

応永三十年前後

瓦版第8号で、「禅秀の乱前後の西相模―大森氏研究序章―」(駿河相模の武家社会)(福田以久生)1976年の要約を左のような形で扱いました。

「西郡の呼称

「西郡の呼称」 応永三十年前後において、西郡小松郷・西郡飯田郷とあるが、西郡狩野庄とは書いていない。狩野庄のような権門寺社の私領の表現である「何々庄」以外の土地が、地域的な区別をつけられて、西郡と呼ばれる中に含まれていたのではないだろうか。とすると、それは本来公領といわれる部分であり、国衙領の系譜を引く地域ということになる、とする。

この時代になれば国人領主である大森氏の支配領域の中に包含されていたであろうが、公領には公領としての存在意義があったであろう(たとえば段銭その他、役夫工米などの賦役)し、そのためには独特の管理体制が国単位であったであ

ろう(たとえば国代官)。

と思うと、(西郡という呼称は)庄(庄)の如き私領ではない公領のみに適用された存在地を示す表現であると考えておきたい、とする。」

この記述の前提にあるのは、

「郡」「郷」＝公領
「庄(荘)」＝私領
という区分けです。

公領と私領

右の趣意は西郡の呼称であって支配関係そのものではないのですが、私は「公領と私領」の文脈で考えたいのです。

「応永三十年前後」は、西暦では一四二三年前後になります。十五世紀のこの頃、公領と私領の関係はどうなっていたのでしょうか。

どちらも支配系統はグチャグチャ?であっても、徴税系統は確かだ、年貢を取られる農民にとつては公領でも私領でも、おそらく違いはなかっただろう。収められなければ武力によ

る威嚇・行使が待っていたでしょう。

「公領」

ところで、私がよく理解できないのは、「西郡と呼ばれる土地は」国人領主である大森氏の支配領域の中に包含されていたであろうが、公領には公領としての存在意義があったであろう」というあたりです。

大森氏が支配していたが、そこは公領であった?

この十五世紀に「公領」とはどういうものをいうのでしょうか。

- ・国衙領の系譜を引く土地?
- ・守護の実質的支配地?(応永三十年前後の相模守護は上杉定頼であるらしいが)
- ・郡司がいるところ?

大森氏は、西郡と呼ばれた土地が「公領」であっても(守護の支配地であっても、郡司がいなくても)自己の支配領域に取り込んだのでしようか。

守護の支配が及ばず又は郡司がもはやいなかった、つまり

「公領」ではなくなっていたから支配していったのでしよう。

「国代官」

またそれに続いて、「公領には、たとえば段銭その他、役夫工米などの賦役のためには」独特の管理体制が国単位であったであろう(たとえば国代官)とあります。

段銭(たんせん)・役夫工米(やくぶくまい)は臨時のもので、例えば、伊勢神宮の式年遷宮の造営費用は公領私領の区別なく徴収されましたが、十五世紀中頃には徴収もままならないこともあったようです。

鎌倉府で国代官を置いて段銭・役夫工米を徴収できる状況がいつまで続けられたのでしょうか。「公領」で果たして国代官の出番はあるのでしょうか。

となると

当時の西相模には「公領」の実体はないようだ。西郡の呼称がある。しかし、「郡」「郷」＝公領、「庄(荘)」＝私領は動かせない。そこで、苦し紛れに「国代官」を持つてこられた。という印象を持つてしまいました。

となると、「公領と私領」の関係に分け入っていかないと・・・となりますね。(あお)